

2019年東アジア倒産再建シンポジウム（10月中国青島）

Topic 5（裁判官パネルディスカッション原稿）

日本における再生計画及び更生計画の認可決定の実情

西村あさひ法律事務所弁護士（元東京地裁破産再生部部長）

園尾隆司（Sonoo Tkashi）

1 再生・更生手続の開始要件

日本には、再建型倒産法として、民事再生法と会社更生法がある。民事再生法は、主として中小企業の再建に用いられ、会社更生法は、主として大規模な会社の再建に用いられる。

民事再生手続と会社更生手続の開始要件は、いずれも同じであり、手続を棄却する事由（注1）がないときは手続を開始するものとされている（注2）。かつては、手続開始について裁判所の裁量の範囲がより広く認められていたが、1999年に制定された民事再生法及び2002年に制定された新会社更生法は、上記のとおり、棄却事由がないときは、速やかに手続を開始すべきものとして、開始決定の迅速化を図っている（注3）。

2 再生・更生計画案についての決議の成立要件と認可要件

（1）決議成立要件

a、民事再生手続における決議の成立要件

民事再生手続における再生計画案についての決議の成立要件は、再生債権者の過半数及び総債権額の50%以上の同意が得られることである（注4）

なお、民事再生手続では、担保された債権及び優先権のある債権については、再生手続外で支払うものとされており、また、株主は利害関係人とされていない。そのため、決議に参加するのは一般の再生債権者のみであり、決議において組分けがされることはない。

b、会社更生手続における決議の成立要件

会社更生手続における更生計画案についての決議の成立要件は、次のすべてを満たす同意が得られることである（注5）。①更生債権者の組において、債権総額の50%を超える同意。②更生担保権者の組において、期限の猶予の場合には議決権総額の3分の2以上の同意、期限の猶予以外の場合には議決権総額の4分の3以上の同意、事業の廃止の場合

には議決権総額の10分の9以上の同意。③株主の組において、議決権総数の50%を超える同意。ただし、債権全額を弁済できないときは、株主は議決権を有しない（注6）ものとされており、一般に会社更生手続において債権全額が支払われることはないから、株主は一般に決議に参加する資格を有しない。

（2） 再生・更生計画の認可要件

a 再生計画の認可要件

民事再生手続における再生計画は、次の不認可事由がないと認められるときは、認可される（注7）。①手続又は計画が法律の規定に違反し、かつ、その不備を補正することができないものであるとき。②計画が遂行される見込みがないとき。③決議が不正の方法によって成立するに至ったとき。④決議が債権者の一般の利益に反するとき。

b 更生計画の認可要件

会社更生手続における更生計画は、次のすべての要件が満たされる場合に認可される（注8）。①手続又は計画が法令の規定に適合するものであること。②計画の内容が公正かつ公平であること。③計画が遂行可能であること。④決議が誠実かつ公正な方法でされたこと。⑤他の会社と共同して組織変更をする計画であるときは、当該他の会社が当該行為を行うことができること。⑥行政庁の許可・認可、免許その他の処分を要する事項を定めた計画においては、行政庁の意見と重要な点において反していないこと。

3 再生計画・更生計画の認可決定の実情

（1）再生手続の実情に関する基礎資料

民事再生手続は、全国50か所にある地方裁判所において、それぞれ独立した運用がされている。全国の審理状況に関する公式統計はないが、各地の裁判所の実際の記録に当たって研究した結果が、2014年に公表されている（注9）。これは、一橋大学山本和彦教授や同志社大学金春教授ら16人の研究者により構成された民事再生研究会において行われた研究であり、事件数の極めて多い東京地裁と大阪地裁のほか、中小規模の裁判所である仙台地裁及び那覇地裁が研究対象裁判所として選定されている。この研究においては、2000年から2010年までの10年間に仙台地裁及び那覇地裁に申し立てられたすべての民事再生事件を調査の対象とする一方、事件数が多数に上る東京・大阪地裁については、同じ期間を対象として、抽出基準を設けて事件を公平に抽出して調査を行っている。

この研究は、日本の民事再生事件の実情を正確に分析したものであり、裁判官の目から見ても弁護士の目から見ても、公平・公正な調査・分析であると評価されているものであり、極めて利用価値が高いものである。

この調査結果に基づき統計数値をまとめると、次のとおりである。

民事再生事件統計(2000年～2010年)

申立て	開始	計画案付議決定	可決	認可	終結
313	299	265	259	259	223
(100%)	(95.52%)	(84.66%)	(82.74%)	(82.74%)	(71.24%)

(2) 認可決定の実情

上記の調査結果のとおり、調査の対象となった313件の民事再生事件のうち、開始決定がされた事件は、299件であり、そのうちの82%あたる265件について、再生計画案を債権者の決議に付する決定(付議決定)がされている(注10)。その97%にあたる259件について、可決の決議がされている(注11)。そして、可決された事件のすべてについて認可決定がなされている。可決の決議から認可決定までの平均所要日数は、0.6日である(注12)。

以上に見たとおり、日本の民事再生手続においては、付議決定がされた事件のうち97%について可決の決議がなされており、裁判所は、再生計画案が可決されたその当日に、再生計画認可決定をしているものといえる。

このように再生計画認可の決定率が高く、かつ、迅速に認可決定がされるのは、次のような事情によるものである。日本の民事再生手続においては、開始決定後に、再生債務者代理人が監督委員の監督の下に再生計画案の草案を作成し、できあがった再生計画案の草案中に不認可事由があるおそれがあると考えられる場合には、債務者代理人と監督委員の間で徹底した議論がされ、両者の協議で、なおも議論が収束しない場合には、両者が裁判所に出かけて、再生裁判所の意見を聞くなどして意見調整をしている。このような裁判所外、あるいは裁判所に赴いての討議により、再生計画案について付議決定がされるまでの間に、裁判所と監督委員及び債務者代理人の間で、仮に再生計画案が可決された場合には、その計画に不認可事由がないことが確認されている。このような手続の結果として、

付議決定がされた事件については、その大半について可決の決議がされ、可決した全件について認可決定がされているのである。

(3) 更生計画の認可決定の実情

民事再生手続においては、付議決定がされた再生計画案の大半について認可決定がされているが、会社更生手続においては、さらにその傾向が強く、付議決定がされたほぼ全件について更生計画認可決定がされている。会社更生手続においては、管財人と裁判所の間で、更生計画案についての意見交換が民事再生手続以上に徹底して行われているためである。

4 クラムダウンについて（关于强制批准）

(1) 規定の内容

会社更生手続においては、クラムダウンの規定が設けられている（注13）。クラムダウンは、一部の組において可決要件を満たす同意が得られなかった場合に、同意が得られなかった組の債権者について、権利を保護する条項を定めて認可決定をすることによって行われる。会社更生手続のクラムダウンの規定は、1953年に会社更生法を制定する際に導入されたものであり、アメリカ旧連邦倒産法のクラムダウンの規定と同趣旨の規定となっている。

なお、株主は、債権全額を弁済できないときは、株主は議決権を有しないものとされており、会社更生の申立てをする会社は、債務全額を弁済することができないのが通例であるから、一般に、株主は決議に参加する資格を有しておらず、株主の組で再生計画案への同意がないことを理由としてクラムダウンの規定が適用されることはない。

民事再生手続においては、担保権及び優先債権を手続内に取り込んでおらず、債権者の組分けがされないため、一部の組で再生計画案が否決された場合の規定であるクラムダウンの定めは設けられていない。

(2) 会社更生手続におけるクラムダウンの運用

東京地裁の会社更生手続において、クラムダウンの規定を適用して更生計画を認可した例は、新会社更生法が施行された2003年以降、現在までの16年間で、7件あり、うち1件については、権利保護条項を設けて認可決定をし、残る6件については、特に権利保護条項を設けることなく認可決定をしている（注14）。

会社更生事件においては、どの事件においても、管財人は、倒産手続に経験豊富な弁護士の中から任命され、更生計画案の作成に際しても、その豊富な知識経験に基づき、債権者との間で精力的に意見交換を行うのが通例である。しかし、会社更生事件は、関係する債権者数が極めて多数で、相互の利害の関係も複雑であり、また、営業が重要かつ広汎にわたるのが通例であり、しかも、営業の継続を達成するために迅速な更生計画の立案が求められる状況にあることから、経験豊富な弁護士である管財人にとっても、債権者間の利害の調整を図ることが極めて困難である。従来、更生計画案の作成方針に対して債権者から異議が述べられる場合には、管財人と債権者との間で、徹底した意見交換がされて、債権者の理解を得る努力が行われてきており、更生計画案を修正するのが相当であると判断される場合には、適切な修正を加えるなどして、更生計画案の付議決定がされるまでの間に債権者との意見調整が行われてきているが、その中で、クラムダウンの件数が上記のとおりであることは、会社更生事件の困難さを物語るものといえる。

(3) 民事再生事件におけるクラムダウン類似の運用

民事再生手続においては、債権者の組分けがされないため、クラムダウンの規定は設けられていないが、民事再生手続においても、クラムダウンに類似する運用があるので紹介する。

民事再生手続における再生計画の可決要件は、再生債権者の過半数及び総債権額の50%以上の賛成である。しかし、そのうちの一つの要件のみを満たす賛成が得られたが、他の一つの要件を満たす賛成が得られていない場合に、民事再生法は、決議を続行することができる」と規定して、再度決議を行うことを認めている（注15）。この場合の再決議が、クラムダウンと類似の運用となっている。

すなわち、民事再生手続においては、中小・零細企業の申立てが多く、会社更生事件ほどに債権者との徹底した意見調整が行われない事件もあり、決議において再生計画案が否決される事件が一定程度存在する。この場合に、2つの可決要件のうち、1つだけが満たされている場合に、再生計画案の決議の続行の規定が、クラムダウンに代替するものとして利用され、再生計画案の遂行を図る者のために、2度目のチャンスを与えるものとなっている。この規定に基づき、再生計画案の提出者が債権者集会期日の続行を申し立て、第2回の債権者集会期日までの間に債権者に対して計画案の趣旨につき十分な説明を行い、再生計画案の可決に務める運用が行われている。

この規定により、再度の決議に付されて可決された事件は、決議に付された全再生事件 265 件中に 17 件あり（注 16）、2 度目の債権者集会においても否決された件数は、6 件にとどまっている（注 17）。

（注 1）民事再生法 25 条及び会社更生法 41 条 1 項において、同一の棄却事由を定めている。棄却事由は、次のとおりである。①費用の予納がないとき。②裁判所の他の倒産手続が係属しており、その手続によることが債権者の一般の利益に適合するとき。③計画案の作成若しくは可決又は計画の認可の見込みがないことが明らかであるとき。④不当な目的で申立てがされたとき、その他、申立てが誠実になされたものでないとき。

（注 2）民事再生法 33 条 1 項、会社更生法 41 条 1 項。

（注 3）申立てから開始決定までの期間は、東京地裁及び大阪地裁では 6～10 日が多く、仙台地裁では 11～20 日、那覇地裁では 31 日以上が多い。

（注 4）民事再生法 172 条の 3 第 1 項。

（注 5）会社更生法 196 条 5 項。

（注 6）会社更生法 166 条 2 項。

（注 7）民事再生法 174 条 2 項。

（注 8）会社更生法 199 条 2 項。

（注 9）民事再生研究会『民事再生法の実証的研究』（商事法務、2014 年）

（注 10）各地裁の付議決定率は、東京地裁が 88%（97/110）、大阪地裁が 93%（86/92）、仙台地裁が 91%（53/58）、那覇地裁が 74%（29/39）である。

（注 11）各地裁の可決率は、東京地裁が 97%（95/97）、大阪地裁が 96%（83/86）、仙台地裁が 98%（52/53）、那覇地裁が 100%（29/29）である。

（注 12）前掲 9）書 152 頁。

（注 13）会社更生法 200 条 1 項。

（注 14）権利保護条項を定めるまでもなく、すでに十分な権利保護が図られていると認められるときは、権利保護条項を定めないで認可決定をすることも解釈上認められている。

（注 15）民事再生法 172 条の 5。

（注 16）内訳は、東京地裁 7 件、大阪地裁 6 件、仙台地裁 2 件、那覇地裁 2 件。

（注 17）前掲 9）書 147 頁。